

川崎市ねたきり高齢者等紙おむつ及び日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、ねたきり高齢者及びひとり暮らし高齢者並びに中度以上の認知症の者等（以下「ねたきり高齢者等」という。）に対し、紙おむつ等介護用品及び日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、在宅生活における福祉の向上と家族の介護支援を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は川崎市とする。ただし、事業を適切に運営できると認められる複数（又は一つ）の事業者に委託することができるものとする。

(給付の対象者及び用具の種目)

第3条 給付の対象者は、市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）であって、別表1の「対象者」欄に掲げるものとし、給付の対象となる用具は、同表の「種目」欄に掲げる用具とする。

- (1) 65歳以上の在宅のねたきり高齢者
 - (2) 40歳以上65歳未満で、介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項第2号及び介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する「初老期における認知症」相当の認知機能の低下のある者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の施設等に入院・入所している場合は、給付の対象とならない。
- (1) 医療機関
 - (2) 介護保険法に基づく「介護保険施設」、「地域密着型介護老人福祉施設」、「認知症対応型共同生活介護」、「介護予防認知症対応型共同生活介護」及び「特定施設」
 - (3) 老人福祉法第29条に基づく有料老人ホーム
 - (4) 社会福祉法第2条第2項に規定する施設
 - (5) 第1号から第4号以外の施設等で、介護の提供、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供している施設等
- 3 対象者が、川崎市障害児（者）日常生活用具給付等事業実施要綱第3条に継続品目として定める紙おむつ・紙おむつ（経過的）の給付対象者となる時は、当該制度と本制度のいずれかの給付を選択することができるが、併用は認めないものとする。

(申請)

第4条 用具の給付を受けようとするとき、対象者又は現に介護する者（以下「介護者等」という。）は、対象者の居住地を管轄する福祉事務所に申請するものとする。また、第3条第1項第2号の対象者にあつては、次に掲げる書類を添えて居住地を管轄する福祉事務所に提出するものとする。

- (1) 介護保険法第36条の規定により川崎市の認定審査会の審査及び判定を経ることなく要介護認定又は要支援認定を受けた対象者にあつては、前住所地が保有する認定資料若しくは、福祉事務所長が「初老期における認知症」相当の認知機能の低下を確認できると認める医師の診断書等
- (2) その他福祉事務所長が必要と認める書類

(調査及び決定)

第5条 福祉事務所長は、申請を受理した後、速やかに対象者の身体状況、住宅状況、世帯の状況及び市民税課税状況等を必要に応じて調査し、可否を決定するものとする。なお、第3条第1項第2号の対象者にあつては、申請時の要介護認定有効期間内に限り、その決定の効力を有するものとする。

(用具の利用及び管理)

第6条 福祉事務所長は、用具の給付に際し、取扱い方法等について用具の給付を受けた介護者等に説明するとともに、適正な利用・管理が図られるよう指導するものとする。

2 介護者等は、給付された用具を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

3 前項に違反した場合は、当該用具を返還又は自己負担率に関わらず全額負担させることができる。

(紙おむつ等介護用品給付の変更)

第7条 紙おむつ等介護用品の給付を受けている介護者等は、次の各号の変更事由のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を福祉事務所長に申し出なければならない。

(1) 市内転居したとき。

(2) 氏名等を変更したとき。

(3) 生活保護世帯となったとき、又は生活保護世帯でなくなったとき（生活保護が停止あるいは停止解除となったときを含む。）。

(4) 市民税課税状況に変更が生じたとき。

(5) 事業者を変更するとき。

2 福祉事務所長は、当該事由確認後、速やかに給付を変更するものとする。

3 福祉事務所長が第1項に掲げる変更事由を介護者等の申出によらず知り得た場合は、職権により変更することができる。

(紙おむつ等介護用品給付の停止及び廃止)

第8条 紙おむつ等介護用品の給付を受ける介護者等は、次の各号の停止及び廃止事由のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を福祉事務所長に申し出なければならない。

(1) 別表に規定された対象者に該当しなくなったとき。

(2) 第3条第2項第2号から第5号に掲げる施設等に入所したとき。

(3) 医療機関への入院期間が1か月に達するとき。

(4) 市外へ転出したとき。

(5) 自宅以外の場所に宿泊する期間が1か月に達するとき。

(6) 死亡したとき。

(7) 第3条第1項第2号の対象者にあつては、申請時の要介護認定有効期間が満了したとき。

2 福祉事務所長は、当該事由確認後、速やかに給付を廃止するものとする。ただし、当該事由がおおむね6か月以内に消滅すると予想される場合には、給付を停止することができるものとする。

3 当該事由が消滅し、給付の停止を解除するには、紙おむつ等介護用品の給付を受ける介護者等が、その旨を福祉事務所長に申し出るものとし、福祉事務所長は、当該事由の消滅を確認後、速やかに給付の停止を解除するものとする。

4 福祉事務所長が第1項各号に掲げる廃止事由を介護者等の申出によらず知り得た場合は、職権により停止及び廃止することができる。

(費用負担)

第9条 介護者等は、別表1の基準額及び別表2又は別表3の利用者負担基準により、必要な用具の購入に要する費用を負担するものとする。

2 介護者等は、原則として本事業の事業者から用具を受領する際に、利用負担額を事業者を支払うとともに、ねたきり高齢者等紙おむつ及び日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）を提出しなければならない。ただし、紙おむつの給付券は提出しないものとする。

(紙おむつ等介護用品利用者負担率の区分変更時期)

第10条 利用者負担率の区分変更を行う場合は、毎年度8月1日をもって行うものとする。ただし、第7条第1項第3号の場合においては、その都度区分変更を行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成3年10月1日制定の川崎市ねたきり老人等日常生活用具給付及び貸与事業実地要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 この要綱実施前、旧要綱により実施した事業については、要綱の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

(平成17年度税制改正に伴う経過措置)

- 4 平成18年7月31日までの間に、第5条の規定により給付の対象者と決定された者（第8条第1項各号のいずれにも該当しない場合に限る。）又は同日以前に第4条の規定により給付の申出をし、同年8月1日以降に第5条の規定により給付の対象者として決定された者のうち、川崎市介護保険条例附則第21項第2号又は第24項第2号の適用を受ける者の第9条に定める利用者負担率については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる期間に限り、それぞれ定める率とする。

区 分	期 間	利 用 者 負 担 率 (月 額)	階層
川崎市介護保険条例附則第21項第2号及び第24項第2号の適用を受ける者	平成18年9月1日から 平成19年8月31日まで	13%	軽減4
	平成19年9月1日から 平成20年8月31日まで	17%	

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年9月1日から施行し、平成8年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。ただし、改正後の要綱第2条、第6条第1号、第8条、第9条及び別表中紙おむつに関する部分の形式及び基準額は平成12年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱別表（1 給付用具の種目及び対象者）の規定は、平成12年4月1日以降の申請に適用し、平成12年3月31日以前に申請されたものは、なお従前の例による。
- 3 改正前に要綱の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- １ この要綱は、平成１５年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 平成１２年４月１日施行の附則２項に基づき紙おむつを支給されているものについては、平成１６年３月３１日まで給付するものとする。
- ３ 平成１５年９月３０日以前に申請されたもののうち、第３条第２項第２号から第５号の施設に入所しているものについては、第８条第１項第２号の規定にかかわらず、平成１６年３月３１日まで給付するものとする。

附 則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- １ この要綱は、平成１９年１月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の要綱は、平成１９年１月１日以降に、改正後の要綱第４条の規定による申請のあったものから適用し、同日前に申請のあったものについては従前の例によるものとする。
- ３ 前項の規定にかかわらず、火災警報器の給付にあつては、平成２３年５月３１日までの間、ねたきり高齢者又は一人暮らし高齢者に対して１世帯３個（設置箇所は川崎市火災予防条例第３２条の３に規定する設置基準による）までを限度として、２０，５００円の基準額（取り付けに要する費用並びに消費税額及び地方消費税額を含む。）の範囲内で給付するものとし、利用者の費用負担は次に掲げるとおりとする。

利 用 者 世 帯 の 階 層 区 分	利 用 者 負 担 率	階層
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） 中国残留邦人特別支援金受給者	０％	１
市町村民税非課税世帯で、かつ生活困窮者	５％	２
市町村民税非課税世帯	１０％	３
その他の世帯	１００％	４

- ４ 改正前の要綱の規定により火災警報器の給付を受けた者（第２項の規定により従前の例によるものとされる者を含む。）の前項の規定の適用については、同項中「１世帯３個まで」とあるのは「１世帯２個まで」とする。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年１月５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別 表 1 用具の種目及び対象者

種 目	対 象 者	形 式	基 準 額	用 具 の 性 能
紙 お む つ 等 介 護 用 品 (1)紙おむつ類 (2)おむつカバー (3)防水シート (4)使い捨て手袋 (5)清拭剤 (6)ドライシャンプー (7)消臭剤 ただし、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人特別支援金受給者は、(1) 及び (2) を除く	介護保険法における要介護認定にて、要介護 3 ～ 5 と認定された高齢者で、紙おむつを必要とする者 4 0 歳 以 上 6 5 歳 未 満 で介護保険法における要介護認定にて、要介護 3 ～ 5 と認定された「初老期における認知症」相当の認知機能の低下のある者	紙おむつ等介護用品のうち、1 回の給付限度額の範囲内で選択	1 回の給付限度額 5,000 円／1 か月 ただし、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人特別支援金受給者は、2,500 円／1 か月	(1)紙おむつ 吸収性に優れ、むれたり漏れたりしないもので、使用中に破損しにくいもの (2)おむつカバー 体型・動きに合わせ漏れを防ぎ、むれないもの (3)防水シート 防水性に優れ寝具に巻き込めるもの (4)使い捨て手袋 防水性に優れ、使用中に破損しにくいもの (5)清拭剤 身体を衛生的に清拭できるもの (6)ドライシャンプー 毛髪・頭皮を衛生的に清浄できるもの (7) 消臭剤 排泄時等に効果的に消臭できるもの
自動消火器	ねたきり高齢者又は一人暮らし高齢者で、その世帯に属する世帯全員が市町村民税非課税である者		36,800 円 給付基準額を超える部分について自己負担を可とする	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの
電磁調理器	心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な高齢者世帯等で、その世帯に属する世帯全員が市町村民税非課税である者		33,000 円 給付基準額を超える部分について自己負担を可とする	高齢者が容易に使用し得るもの

- *1 この表において「基準額」とは上限額であり、給付に要する費用の方が安価な場合は給付に要する費用を基準額とする。
- *2 この表において「基準額」には、消費税額及び地方消費税額が含まれる。
- *3 この表において自動消火器の「基準額」には、取り付けに要する費用が含まれる。
- *4 自動消火器と電磁調理器は、原則として再給付は行わない。ただし、故意によらない故障等の場合には、給付後 5 年を経過していた場合に再給付可とする。

別 表 2 紙おむつ等介護用品の利用者負担基準

利 用 者 世 帯 の 階 層 区 分	利 用 者 負 担 率 (月 額)	階層
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） 中国残留邦人特別支援金受給者	0 %	1
*減免：市町村民税非課税世帯で、かつ生活困窮者	5 %	2
市町村民税非課税	1 0 %	3
市町村民税課税	2 0 %	4

*減免：川崎市在宅福祉サービス利用者負担額減額事業実施要綱に基づく減額対象者

別 表 3 日常生活用具利用者負担基準

利 用 者 世 帯 の 階 層 区 分	利 用 者 負 担 率	階層
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） 中国残留邦人特別支援金受給者	0 %	1
市町村民税非課税世帯で、かつ生活困窮者	5 %	2
市町村民税非課税世帯	1 0 %	3

川崎市ねたきり高齢者等紙おむつ及び日常生活用具給付事業事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市ねたきり高齢者等紙おむつ及び日常生活用具給付事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づくねたきり高齢者等紙おむつ及び日常生活用具給付事業運用に関する事務処理手続等の取扱いを定めることを目的とする。

(事務処理方法)

第2条 この事業における事務処理は、次によるものとする。

(1) 取扱事業者名簿の作成

高齢者在宅サービス課は、毎年度、川崎市ねたきり高齢者等紙おむつ及び日常生活用具取扱事業者名簿（以下「取扱事業者名簿」という。）を作成し、速やかに福祉事務所長、地域包括支援センター宛て送付するものとする。

(2) 申出書の交付

福祉事務所長は、ねたきり高齢者等又はこれを現に介護する者（以下「介護者等」という。）から申請があった場合、高齢者在宅サービス利用申出書及び取扱事業者名簿を交付する。

(3) 申出書の受理及び調査

福祉事務所長は、前号の申出書を受理したときは、必要に応じて高齢者台帳及び調査票を活用し、ねたきり高齢者等についての調査を行う。

(4) 決定

ア 福祉事務所長は、前号の調査終了後、利用の可否を決定するものとする。

イ 福祉事務所長は、決定後、速やかに、ねたきり高齢者等紙おむつ及び日常生活用具給付決定通知書（紙おむつ等介護用品給付・第1-1号様式。日常生活用具給付・第1-2号様式。以下「通知書」という。）により介護者等に通知し、併せて日常生活用具の申請に関しては、ねたきり高齢者等紙おむつ及び日常生活用具給付券（第2号様式）を送付するものとする。

ウ 福祉事務所長は、給付の申請を却下したときは、通知書により介護者等に通知するものとする。

(5) 給付依頼

福祉事務所長は、介護者等が指定した、取扱事業者名簿登載事業者（以下「事業者」という。）宛て、通知書を送付することにより、速やかに給付の依頼をするものとする。ただし、当該月配分分で20日までに事業者へ通知書が到着しない場合は、送付時に電話等で連絡するものとする。

(6) 配送

ア 通知書の決定効力発生日が毎月1日から20日までの場合は当該月分から配送を開始し、通知書の決定効力発生日が毎月21日より月末日までの場合は当該月の翌月分より配送を開始するものとする。

イ 紙おむつ等介護用品の配送は、原則として毎月1回行うものとする。

(7) 紙おむつ等介護用品給付の変更、停止及び廃止

ア 紙おむつ等介護用品の給付を受けている者は、要綱第7条第1項各号又は第8条第1項各号のいずれかに該当した場合、高齢者在宅サービス変更・廃止等申出書により、速やかに福祉事務所長に届け出なければならない。

イ 福祉事務所長は、アの申出内容を調査確認のうえ、変更、停止又は廃止するものとする。

ウ 福祉事務所長は、イの変更、停止及び廃止後、速やかに、通知書により介護者等宛て通知するものとする。

エ 福祉事務所長は、ウの事務処理をしたときは、事業者宛て、通知書を送付することにより、速やかに、変更、停止又は廃止の連絡をするものとする。

オ 変更については、要綱第7条第1項第3号の場合にあつては、翌月1日より変更するものとし、第5号の場合にあつては、事業者変更日が毎月1日から20日までの場合は通知書の決定効力発生日を翌月1日とし、事業者変更日が毎月21日から月末日までの場合は翌々月1日の決定効力発生日とし変更するものとする。その他の場合にあつては、該当する日から変更するものとする。

カ 停止及び廃止については、要綱第8条第1項に定める事由が生じた日の翌日付けで停止又は廃止するものとする。

(8) 更新

福祉事務所長は、紙おむつ等介護用品給付については、対象者の世帯状況等を確認し、毎年度8月1日付けで、費用負担再認定事務を行い、その結果を通知書等により介護者等、事業者宛て通知する。

(特別事項)

第3条 紙おむつ等介護用品及び日常生活用具給付については、特に次の各号に留意するものとする。

(1) 紙おむつ等介護用品の給付

要綱第3条別表1に基づき給付する。

(2) 自動消火器の給付申請

介護者等が、自動消火器の給付申請をするときに、居住する家屋を所有していない場合は、必ず、家屋所有者の承諾書(第3号様式)を添付しなければならない。

(3) 費用負担額の決定

費用負担額は、要綱第9条第1項に基づき決定する。

(給付管理)

第4条 高齢者在宅サービス課及び事業者は、日常生活用具給付台帳(第4号様式)、紙おむつ給付台帳(第5号様式)を備え、給付の管理を行うものとする。

(申請書等の様式)

第5条 この要領に定める申請書等の様式は、別に定める。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

1 川崎市ねたきり老人等日常生活用具給付及び貸与事業事務取扱要領は、廃止する。

2 この要領実施の際、改正前の要領に基づき行った決定、その他の行為は、改正後の要領に基づいて行った決定、その他の行為とみなす。

附 則

この要領は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年9月1日から施行し、平成8年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。ただし、改正後の要領第3条第1号及び第3号中紙おむつに関する部分は平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成１３年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１５年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１９年１月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２２年８月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２７年１月５日から施行する。

附 則

この要領は、平成２９年７月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。